○経済産業省告示第百七十一号

電 気事業法 施 行規則 平 成七 年通· 商 産業省令第七十七号) 第五十二条第一 項の表第二号及び第五号並びに

別 表第二 \mathcal{O} 発電 所 \mathcal{O} 項 中 0) 下 . 欄 \mathcal{O} 事 前 届出を要す るも \mathcal{O} 欄 中 1 ⑦ (2) \mathcal{O} 規定に基づき、 平成 <u>一</u> 十 匹 年経 済 産

業省告示第百号 介 型の もの 若しくは 特定の 施設内 に 設置され るも のである 水力発電 所、 水 力設 備 及び 水 力

発電 所の 発電 設 備 小 型 の汽力を原動力とする火力発電所、 火力設備及び火力発電 所の 発電 設備、 液 化 ガス

電 所及び火力設備) *(*) 部を次のように改正し、 平成二十四年七月二十六日から施行する。

る小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型の

ガスター

ビン

を原動力とする火力発

平成二十四年七月二十六日

を熱媒体として用い

経済産業大臣 枝野 幸男

第四条第七号ロを次のように改める。

口 熱媒体として一 般高 圧ガス保安規則 (昭和四十一年通商産業省令第五十三号) 第二条第一項第四号

に規定する不活性ガス (同項第二号に規定する毒性ガスを除く。) を用いたものであること。